

## 平成22年度アイドリングストップ支援機器導入助成金のご案内

昨年に引き続き地球温暖化防止対策のためCO2を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一貫としてアイドリングストップ励行を支援するため、エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器を導入する事業所に対し、一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内致します。

### 記

1. 申請期間 平成22年5月10日(月)～平成23年2月28日(月)  
但し、平成22年3月1日(月)から平成23年2月28日(月)までに購入した機器が対象
2. 助成金額 購入価格(税抜き)の1/2以内の額  
但し、次に定めた額を1機あたりの上限とし、1事業者あたりは50万円を上限とする。

蓄熱マット等	14,000円
エア又は温水式ヒータ	120,000円
蓄冷式クーラー	80,000円
外部電源用パッケージクーラー	120,000円
車載バッテリー式冷房装置	120,000円

限度額に達した時点で、助成は打ち切りとなりますのでご了承願います。
3. 助成率 5,500千円(栃ト協4,000千円、全ト協1,500千円)
4. 申請要領 別添の様式D「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付請求書」に必要事項を記入し、**請求書の写し 領収書の写し 装着した車両の車検証の写し**を添えて申請する。
5. 備考 会員所有の県内営業ナンバーの車両に装着するものとする。  
助成金は新たに購入した対象機器に対して行う。

[問合せ先] (社)栃木県トラック協会 業務部(鹿野、鈴木、横山)  
TEL 028-658-2515 FAX 028-658-6929

# アイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱

(社)栃木県トラック協会

## (目的)

第1条 栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)は環境問題対策の一環として、アイドリングストップ運動の励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器(以下「機器」という。)の導入助成金の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるとおりとする。  
助成の対象とする機器は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるものとする。  
(1) 電気式の毛布、マット又はベッド(外部電源対応機器を除く)  
(2) エア又は温水式ヒーター  
(3) 蓄冷式クーラー  
(4) 外部電源用パッケージクーラー  
(5) 車載バッテリー式冷房装置  
「事業者」とは、栃木県内を使用本拠の位置として事業用貨物自動車を有するもので、かつ助成金を請求する時点で栃ト協に加入している者をいう。但し栃ト協会費等の未納がある会員はその限りではない。

## (助成金額)

第3条 交付する助成金額は、事業者があらたに導入する蓄熱マット等の取得価格の2分の1以内の額を全ト協及び栃ト協で負担するものとし、次に定めた額を1機あたりの上限額とし、**かつ1事業者あたり累計50万円を上限とする。**

(1) 電気式の毛布、マット又はベッド	14,000円
(2) エア又は温水式ヒーター	120,000円
(3) 蓄冷式クーラー	80,000円
(4) 外部電源用パッケージクーラー	200,000円
(5) 車載バッテリー式冷房装置	120,000円

2 前項の取得価格には、消費税は含まない。

## (助成金限度額)

第4条 事業者への助成金限度額は、年次5,500千円(内全ト協1,500千円)とする。

## (助成金交付請求)

第5条 事業者は、様式Dの「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付請求書」により栃ト協に対して助成金の交付を請求するものとする。

## (助成対象期間)

第6条 助成対象期間は平成22年3月1日(月)から平成23年2月28日(月)とし、2月末日までに装着を完了、支払を終了するものでなければならない。

**(助成金の交付)**

第7条 第5条により請求を受けた事業者に対し、平成23年3月末日までに助成金を交付する。

**(機器の処分制限)**

第8条 事業者は、交付対象となった機器が装着日から起算して下記に定める期間が経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

処分制限期間	電気式の毛布、マット又はベッド	1年
	その他の機器	3年

**(雑 則)**

第9条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成22年4月1日より施行する。

第2条 助成金の送付に係る送金手数料等は、事業者負担とする。

様式D

平成 年 月 日

社団法人 栃木県トラック協会  
 会長 関谷忠泉殿

住 所  
 氏名又は名称  
 代表者氏名

## アイドリングストップ支援機器導入助成金交付請求書

アイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて助成金の支払い請求をします。

1. 交付請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

NO	商品名 (購入単価:税抜き)	個数	購入価格小計	1基あたり 助成額	助成額小計
1	( 円)		円	円	円
2	( 円)		円	円	円
3	( 円)		円	円	円
助成額(交付請求額) 合計					円

助成金交付請求額は購入価格の1/2以内(上限額あり)になります。

2. 添付書類 請求書の写し 領収書の写し 装着した車両の車検証の写し

3. 振込先金融機関

金融機関	本・支店名
口座名義	口座番号(普通・当座)
ナガナ	

担当者名: \_\_\_\_\_ TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

整理番号	D -
------	-----